

運転免許特定任意講習会開催のお知らせ

下諏訪町では、特定任意講習会を次のとおり開催します。
これから免許更新をむかえる該当者の皆さんの受講をおすすめします。

- ◇日 程 3月8日(木) 午後6時00分受付
午後6時30分から午後8時30分まで
 - ◇場 所 下諏訪総合文化センター(小ホール)
 - ◇内 容 特定任意講習とは、道路交通法により義務化された運転免許証更新時の4区分講習(優良運転者講習、準優良運転者講習、通常更新者講習、初回更新者講習)が免除される講習会のことです。この講習を受講された方は、警察署で更新手続きができます。
 - ◇対 象 9月7日(金)までに更新手続きをする方。
ただし、70歳以上の方は高齢者講習が義務付けられているため受講できません。
 - ◇受講料 1,700円(県の収入証紙購入代金)
- ※詳しくは、諏訪交通安全協会(電話52-3050)までお問い合わせください。

自動車の各種手続きを忘れずに行いましょう

自動車税は毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に登録されている所有者(または使用者)に対して課税される県の税金です。

次のような手続きを怠りますと、いつまでも税金がかかったり、納税通知書が新しい住所に届かなかったりとトラブルが発生する可能性があります。

- ✓ 自動車を売買したときは・・・必ず名義変更の手続きをしましょう
- ✓ 車が古くなったりして使わないときは・・・早めに抹消の手続きをしましょう
- ✓ 住所が変わったときは・・・すぐに住所変更の手続きをしましょう

各種手続きについては、国土交通省の各運輸支局で行うことができます。
上記のような事例に該当する場合は、3月末までに必ず手続きをしてください。

- 自動車の各種手続きについての照会先
長野運輸支局松本自動車検査登録事務所 電話0263-85-3582



身体の不自由な方のための自動車税・自動車取得税の減免制度について

県では、障害者の方が利用する自動車のうち、一定の要件に該当するものについて自動車税・自動車取得税の減免制度を設けています。減免を受けるためには、下記(1)の基準を満たした上で申請する必要があります。

- (1) 減免の基準(次の基準を全て満たすこと)
- ア 障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳)をお持ちの方で、障害の程度が一定基準以上であること。
 - イ 車検証に記載されている自動車の所有者(自動車税の納税義務者)が障害者本人であること。(ただし、18歳未満の場合および療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合は、この限りではありません。)
※今から車両の登録をする予定の方は、3月末日までに登録がされなかった場合、翌年度からの減免となる場合があります。
 - ウ 障害者本人、または障害者と生計を一にする方が運転すること。
- (2) 申請期間(土・日・祝祭日は除く)
- 自動車税: 随時
 - 自動車取得税: 車両登録日から30日以内
- ※5月25日以降に申請した場合、あるいは車両登録日から30日を過ぎて申請した場合は、減免額が少なくなる場合があります。

※該当すると思われる方は、お気軽にご連絡ください。

- 自動車税に関する照会および減免制度に関する申請・お問い合わせ先
長野県諏訪地方事務所 税務課 電話57-2905 E-mail: suwachi-zeimu@pref.nagano.lg.jp
- 減免制度についてのホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/soumu/zeimu/genzei/singen2.htm>

小規模工事等受注希望者の登録申請について

町が発注する小規模な工事や修繕等の受注を希望する方を登録し、見積先の選定資料とすることにより、町内小規模事業者の受注機会の拡大を図ることを目的とした「小規模工事等受注希望者登録制度」の登録申請を受け付けています。なお、現在登録されている方は、登録有効期間が平成25年3月末までですから、改めて申請する必要はありません。

- 対象となる工事等 1件30万円未満の軽易な工事や修繕等
- 登録できる方 次の要件を満たせば、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。
 - 下諏訪町内に主たる事業所又は住所を有する方
 - 入札参加資格者名簿に登録されていない方
 - 町税を滞納していない方
 - 希望業種を履行するために必要な資格、免許を有する方
- 登録に必要なもの
 - 小規模工事等受注希望者登録申請書
(町ホームページからダウンロード可、総務課財政係の窓口でも配付)
 - 法人にあっては登記事項証明書
 - 資格、免許等が必要な業種を希望する方にあっては、その資格者証や免許証等の写し
 - 町税の納税証明書(全税目完納したものに限り、税務課で交付)
- 申請の受付 随時
- 登録の有効期間 名簿登載日から平成25年3月31日まで
- 注意事項 本制度の登録をもって指名や契約を約束するものではありません。
- 受付・お問い合わせ先 下諏訪町役場 総務課 財政係 電話27-1111(内線266)

下諏訪力創造チャレンジ事業審査会委員を募集します

年に数回開催される審査会にて、チャレンジ事業についての審査と活動内容に対し助言をしていただきます。

- 募集期間…平成24年3月1日(木)から平成24年3月21日(水)17時まで
- 応募資格…下諏訪町に在住・在勤の20歳以上の方
- 委員任期…平成24年4月1日から平成26年3月31日
- 募集人数…2人以内
- 応募方法…所定の応募用紙に必要事項を記入し、総務課企画係へ提出してください。
(応募用紙は総務課企画係にあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。)
※提出書類は目的以外の利用はいたしません。
提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。
- 選考方法…町長・副町長・総務課長で選考して、平成24年3月30日(金)までに結果を本人に連絡します。
- 【応募先】 〒393-8501 下諏訪町4613-8 下諏訪町役場 総務課企画係
FAX: 28-1070 E-mail: kyoudou@town.shimosuwa.lg.jp
※電話での応募は受け付けません。
- 【お問い合わせ先】 電話: 27-1111(内線258)



長野県中小企業融資制度 緊急円高対策資金について

- 急激な円高等の影響により事業活動に支障をきたしている事業者の方のための事業資金融資制度です。
- 対象者 円高等の影響により、最近3ヶ月以内(1ヶ月単位)の売上高等が、その前の同期間に比べ5%以上減少している方
 - 貸付限度額 5,000万円(運転資金)
 - 貸付利率(どちらか選択) 【固定金利】年1.8%
【変動金利】当初上限利率年1.5%以内(金融機関所定の変動金利型)
 - 貸付期間 7年(措置1年)
 - 信用保証料 県・市町村の補助により0.44%以内
※セーフティーネット保証を利用する場合は信用保証料の負担はありません。
 - 保証人等 (保証人) 法人代表者を除き原則不要(担保) 必要に応じて徴する
- ※お申し込みにあたっては、経営向上計画書等を提出いただく必要があります。変動金利を選択した場合、県制度資金による借換を行うことはできません。
- お問い合わせ先 県庁経営支援課 電話026-235-7200